明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

一　人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一八―二九）

〔告　示〕

二　金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件及び顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部を改正する件（金融庁二七）

三　離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（総務・農林水産・国土交通五）

四　日本国に帰化を許可する件（法務八九）

五　保安林の指定をする件（農林水産一一四四～一一四六）

六　保安林の指定を解除する件（同一一四七～一一五〇）

七　保安林の指定施業要件を変更する件（同一一五一～一一五三）

○高速自動車国道に関する件（国土交通六六一）

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同六六二）

○通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件（同六六三）

〔国会事項〕

九　内閣　内閣府

〔人事異動〕

一〇　内閣　内閣府

〔官庁報告〕

一〇　官庁事項

一〇　近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

一〇　法　務

一〇　公証人任免（法務省）

〔公　告〕

一〇　諸事項

三　官庁
有権者申出方、職員の懲戒処分関係

一〇　裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

三　会社その他

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年六月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一八―二九

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（削る）	（経過措置） **第二条**　任命権者は、この規則の施行前に改正前の規則八―一八第十七条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿でこの規則の施行の際現に有効なものに記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。
（経過措置） **第二条**　（略）	**第三条**　（略） （準備行為） **第四条**　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則八―一八第三条第一項に規定する採用試験の実施に必要な準備行為をすることができる。 （人事院規則一―三四の一部改正） **第五条**　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。 別表の一の表規則八―一八（採用試験）の項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。
（削る）	